

協会けんぽTimes



令和6年12月号

●職場の皆様で回覧をお願いします



全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

令和6年度医療費のお知らせをお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認していただくため、年に一度、医療費のお知らせを事業所単位にまとめて事業主様宛（任意継続被保険者の方はご自宅宛）にお送りしています。

※事業主様宛に届きましたら、従業員の皆様にお配りください。

送付時期

令和7年1月10日より順次送付予定

対象の受診期間

令和5年9月から令和6年8月まで

医療費のお知らせについて
詳しくはこちら



よくあるご質問



令和6年9月から12月に受診した分が記載されていません。医療費のお知らせに記載されていない分を確認するにはどうすればよいですか？

医療機関等を受診したデータが協会けんぽに届くまでに少なくとも3ヶ月要するため、記載されていません。記載されていない分につきましては、医療機関等が発行した領収書をご覧ください。

※マイナポータルでは、例年、原則2月9日に直近の12月分までの情報が取得可能になります。



マイナ保険証ってどうやって使うの？

マイナ保険証の
メリット等はこちら



医療機関等でのマイナ保険証※の使い方を解説します。
マイナンバーカードの保険証利用登録を行い、実際に医療機関等で使用してみましょう！
※保険証として利用登録をしたマイナンバーカード

事前に
利用登録が
必要です

①カードリーダーで読み取り

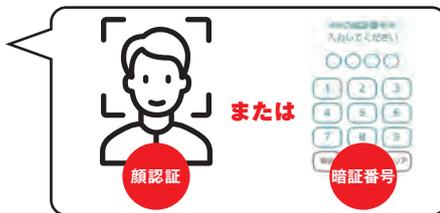
マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください



カードリーダーは
受付の近くにありますが

②本人確認

顔認証または暗証番号※で本人確認を行います
※暗証番号はマイナンバーカード取得申請時に設定した4桁の数字です



または

顔認証

暗証番号

③同意確認

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

1. 過去の診療／薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します

2. 特定健診情報

健診結果を提供します

④受付完了～受診

マイナンバーカードをカードリーダーからお取りください

同意するとこんなメリットがあります！

- 重複投薬、併用不可な薬剤投与のリスクが減少します！
- 旅先や災害時でも普段飲んでいる薬の情報等が連携されて安心です！

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

0570-015-369 受付時間 8時30分～17時15分
(土日・祝日・年末年始を除く)

受付内容 マイナ保険証、オンライン資格確認、資格情報のお知らせ、資格確認書等

(国)マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178 受付時間 平日：9時30分～20時
土日祝：9時30分～17時30分※

受付内容 通知カード、マイナンバーカード、(年末年始を除く) ※一部、20時まで
その他マイナンバー制度に関すること

退職後の健康保険のご案内

退職する場合は、**再就職先の健康保険**に加入する・**任意継続被保険者**になる(最長2年間)・**国民健康保険**に加入する・**家族の被扶養者**になる等の選択肢があり、退職後は**いずれかの健康保険に加入する手続きが必要となります**。退職後に加入する健康保険については、加入要件や保険料等をご確認のうえ、ご検討ください。(制度によって保険料の計算方法が異なります。)

※75歳以上の方は後期高齢者医療保険への加入となります。

あなたが退職後に加入するのは、どの健康保険？



再就職先の健康保険

手続き
再就職先

加入要件
再就職先にお問い合わせください。

保険料
事業主と折半

**協会けんぽの
任意継続健康保険**

手続き
お住まいの都道府県の協会けんぽ支部

加入要件
●退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上
●退職日の翌日(資格喪失日)から20日以内に手続き

保険料
退職時の標準報酬月額(上限30万円)にお住まいの都道府県の保険料率を乗じて決定

国民健康保険

手続き
お住まいの区市町村の国民健康保険担当課

加入要件
お住まいの区市町村にお問い合わせください。

保険料
区市町村により異なりますので、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

**家族の健康保険
(被扶養者)**

手続き
家族の勤務先

加入要件
家族が加入している健康保険の扶養要件を満たす必要があります。家族の勤務先にお問い合わせください。

保険料
被扶養者の個人負担はありません。

協会けんぽの任意継続に関する詳細はホームページをご確認ください

国民健康保険料の軽減制度があります

倒産・解雇等(雇用保険の特定受給資格者)や雇止め(雇用保険の特定理由離職者)等により離職された方は、国民健康保険料(税)が軽減される場合があります。任意継続健康保険の保険料より安くなる場合がありますので、お住まいの区市町村へご確認ください。

退職時の保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの返却について

① 保険証	令和7年12月1日までに退職した場合は、勤務先を通してご返却ください。 ※令和7年12月2日以降に退職した場合は、ご自身で廃棄可能です。
② 資格確認書	資格確認書の有効期限内に退職した場合は、勤務先を通してご返却ください。 有効期限が切れている場合は、ご自身で廃棄可能です。
③ 資格情報のお知らせ	退職の際に勤務先への返却は不要です。 ご自身で廃棄可能です。

協会けんぽ東京支部
LINE公式アカウント
友だち募集!



- 〈友だち登録方法〉
- ・右の二次元コードから読み取り
 - ・アカウント名「協会けんぽ東京」で検索
 - ・ID「@kenpo_tokyo」で検索



発行元

全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ
〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
電話 03-6853-6111 (代表)

・お問い合わせの際は、保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれかをご準備ください。
・協会けんぽ加入者以外の方はご加入先の各保険者(国民健康保険組合等)にお問い合わせください。

協会けんぽTimesの最新号は協会けんぽのホームページでもご覧いただけます
毎月20日頃更新中! **令和6年12月号**

